

## 「千葉市空家を除却した土地に係る固定資産税等の減免に関する条例（案）」の パブリックコメント手続の実施について

千葉市では、空家除却後の土地の固定資産税等を減免することにより、空家の除却を促進し、もって市民の安全かつ安心な居住環境の形成を図るため、「千葉市空家を除却した土地に係る固定資産税等の減免に関する条例（案）」を作成しました。

このたび、本案についてパブリックコメント手続を実施しますので、お知らせします。

### 1 条例（案）の趣旨・目的

少子高齢化社会のさらなる進行等により、空家の増加、放置が懸念されていますが、空家を除却して更地にすることで、固定資産税および都市計画税の住宅用地特例が適用されなくなり、税負担が増加することが、空家の放置を招く一因となっています。

本条例（案）は、所有者が空家を除却したことにより土地の固定資産税等が増額となり、営利目的で使用していないなどの条件を満たす場合に、除却翌年度の課税増額分について減免することで、空家の除却を促進し、市民の安全かつ安心な居住環境の形成を図る目的で策定するものです。なお、本条例（案）は、減免に関する措置による効果を見定めるため、令和13年度課税の賦課期日である令和13年1月1日までの時限的な制度とします。

### 2 条例（案）の公表

#### （1）公表期間

令和8年1月23日（金）～3月2日（月）

#### （2）公表方法

ア 市ホームページへの掲載

【URL】<https://www.city.chiba.jp/go/pbc>



イ 閲覧および配布

都市安全課（市役所低高層棟4階）、行政資料室（市役所低層棟2階）、各区役所総務課、市図書館

### 3 意見の募集

#### （1）募集期間

令和8年1月23日（金）～3月2日（月）

#### （2）募集方法

「千葉市空家を除却した土地に係る固定資産税等の減免に関する条例（案）に対する意見」と記載の上、住所、氏名（ふりがな）または団体名・団体の所在地・代表者氏名（ふりがな）を明記し、次のいずれかの方法により文書にてご提出ください。

### (3) 提出先

ア 郵送 **〒260-8722**  
千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所都市安全課

イ FAX **043-245-5627**

ウ 電子メール **anzen.URU@city.chiba.lg.jp**

エ 持参 都市安全課（市役所低層棟4階）、各区役所総務課

※障害等により、上記の方法による提出が困難な場合は、事前に都市安全課までご相談ください。

## 4 市民等への周知

(1) ちば市政だより 2月号掲載

(2) 市ホームページ 1月23日（金）公開

## 5 意見等の公表

意見の概要とその意見に対する市の考え方は、令和8年3月に市ホームページ等で公表する予定です。なお、住所、氏名などの個人情報は公表しません。

## 6 今後の予定

パブリックコメント手続の結果等を踏まえ、令和8年第2回定例会に条例議案を提出する予定です。

### 問い合わせ先

#### 【条例案に関すること】

都市局都市部都市安全課 電話 245-5336

#### 【固定資産税等に関すること】

財政局税務部課税管理課 電話 245-5121